（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第六項中「第五十六条第八項」を「第五十六条第九項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十条第六項の規定が適用される場合における前項の規定の適用については、同項中「第九条の二第二項及び」とあるのは「第九条の二第二項、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十条第八項及び」とする。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十一条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「昭和四十三年法律第百号」の下に「。大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十二条第四項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十六号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　監督（第三十二条―第四十条）」を「第四章　監督（第三十二条―第四十条）　第四章の二　特例事業者（第四十条の二）」に改める。

第二条第四項第二号中「行為」の下に「（第四号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三　特例事業者の委託を受けて当該特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を行う行為

四　特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為（第四十六条の二において「特例投資家」と総称する。）を相手方又は事業参加者とするものであること。

五　その他事業参加者の利益の保護を図るために必要なものとして主務省令で定める要件に適合するものであること。

7　この法律において「特例事業者」とは、第四十条の二第二項の規定による届出をした者をいう。

第三条第一項を次のように改める。

不動産特定共同事業を営もうとする者は、主務大臣（一の都道府県の区域内にのみ事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置して不動産特定共同事業を行おうとする者（第三号事業又は第四号事業を行おうとする者を除く。）にあっては、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事）の許可を受けなければならない。

第五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三条第一項の許可を受けようとする者は、主務大臣又は都道府県知事に、次に掲げる事項（第四号事業を行おうとする者以外の者にあっては、第六号に掲げるものを除く。）を記載した許可申請書を提出しなければならない。

第五条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の登録（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。次条第八号及び第四十六条第一項において同じ。）に関する事項

第五条第二項中「第二条第四項第二号」を「第二条第四項第一号」に、「のみを行おうとする」を「（以下「第一号事業」という。）又は第三号事業を行おうとする者以外の」に改める。

第六条第三号中「第六号へ」を「第六号チ」に改め、同条第六号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号中ヘをチとし、ホをヘとし、への次に次のように加える。

ト　不動産特定共同事業者が第三十六条各号のいずれかに該当するとして第三条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に第十一条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該通知があった日前六十日以内に当該不動産特定共同事業者の役員であった者で当該届出の日から五年を経過しないもの

第六条第六号ニの次に次のように加える。

ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）

第六条に次の二号を加える。

七　暴力団員等がその事業活動を支配する法人

八　第四号事業を行おうとする場合にあっては、金融商品取引法第二十九条の登録を受けていない法人

第七条中「第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業のみを行おうとする」を「第一号事業又は第三号事業を行おうとする者以外の」に改める。

第八条第一項中「場合」の下に「（業務の種別の変更をしようとする場合を除く。）」を、「同条第一項第三号」の下に「及び第九号」を加え、同項第一号中「受けた者」の下に「（第三号事業又は第四号事業を行う者以外の者に限る。）」を加え、同条第二項中「及び第四号」を「、第四号及び第八号」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（許可換えの場合における従前の許可の効力）

第八条の二　主務大臣又は都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた者がその業務の種別又は事務所の所在地の変更をして引き続き不動産特定共同事業を営もうとする場合において、同項又は前条第二項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の第三条第一項の許可を受けたときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の同項の許可は、その効力を失う。

第九条第一項中「とき」を「とき（主務大臣又は都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた者が同項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の許可を受けなければならないときを除く。）」に改め、同条第二項中「前条第一項各号」を「第八条第一項各号」に改める。

第十条中「及び第六号」を「から第七号まで」に改める。